平成２１年（フ）第２３５４号
京都市西京区嵐山宮ノ前町24番地23、破産手続開始決定時の住所京都市右京区西院春栄町41―３　栗原方
破産者　正木　林次
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１００号
京都市西京区川島調子町45番地　清水荘
破産者　福田　和夫
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９１号
兵庫県三木市吉川町渡瀬63番地の９、開始決定時の住所兵庫県加東市家原504番地２
破産者　小西化成工業所こと　小西　常樹
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第８２９号
奈良市鳥見町２丁目17番地の７
破産者　木村　重視
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５７６号
愛媛県伊予郡砥部町北川毛303番地３
破産者　重松スズ子
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

破産手続終結

平成２１年（フ）第１２６０６号
千葉県市原市馬立2010―８、開始決定時の住所千葉県市原市西国吉1684―25
破産者　昼間　俊雄
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３０４２号
愛知県名古屋市中区栄１丁目29―22―1107、開始決定時・住民票上の住所東京都大田区下丸子４丁目21―16―2606
破産者　金井　淳史
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６３０号
埼玉県草加市氷川町23―１―206、開始決定時の住所埼玉県草加市北谷１丁目２―３―409
破産者　池田　孝史
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６３８７号
東京都葛飾区立石１丁目７―13―102、開始決定時の住所東京都葛飾区東立石３丁目７―２―210
破産者　丸山袈裟人
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７１１８号
新潟県糸魚川市大字田伏926―41―332
破産者　猪又　久美
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８００３号
埼玉県さいたま市桜区西堀６丁目４―22―206
破産者　伊藤　竜也
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０１４号
千葉県野田市野田677―１―Ｂ―102
破産者　竹内　邦宏
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８１８８号
東京都杉並区高円寺南５丁目12―12―103
破産者　小野寺照夫
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３３８号
東京都町田市鶴川４丁目19―１―306
破産者　村井　松記
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３８３号
東京都西東京市西原町３丁目７―Ｂ―211
破産者　下田　新二
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３８５号
東京都港区芝１丁目３―２―503、開始決定時の住所東京都台東区竜泉２丁目12―12―1103
破産者　入江　倫成
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７７０号
東京都江戸川区南葛西４丁目16―７―506
破産者　藤井　　進
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４５１号
千葉県市川市南行徳３―18―７　箕輪方２Ｆ、住民票上の住所千葉県市川市広尾１丁目10―２―104
破産者　関口　俊輔
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部